

第53回 大分県事業評価監視委員会 午後の部

日時：令和2年11月17日（火） 9：00～14：30

場所：大分市府内町2丁目1-4 トキハ会館 5階 ローズの間

議題：公共事業評価（事前評価3件、再評価7件、報告1件）

出席委員：角山委員長、米澤委員、廣戸委員、田中委員、亀野委員、鶴崎委員、鈴木委員、川田委員

対象事業

午前の部

1. 【事前評価】 道路改築事業 国道212号 耶馬溪山国道路
2. 【再評価】 国道387号 豆生野拡幅
3. 【再評価】 国道387号 櫛野拡幅
4. 【再評価】 竹田水害緊急治水ダム建設事業 玉来ダム
5. 【事前評価】 広域河川改修事業 熊崎川
6. 【再評価】 都市計画道路事業 南立石亀川線
7. 【報告】 環境整備事業 大入島東地区（非公開）

午後の部

8. 【事前評価】 経営体育成基盤整備事業 綱井地区
9. 【再評価】 経営体育成基盤整備事業 奈狩江地区
10. 【再評価】 中山間地域総合整備事業 日出山香地区
11. 【再評価】 危険ため池緊急整備事業 北杵築地区

+++昼食休憩+++

\*\*\*\*\*

8. 【事前評価】 経営体育成基盤整備事業 綱井地区

\*\*\*\*\*

《議長》

それでは1時になりましたので再開したいと思います。よろしいでしょうか。はい。事前評価対象事業です。経営体育成基盤整備事業、綱井地区についてご説明をお願いいたします。

《農村整備画課》

令和3年度新規採択希望地区 国東市の経営体育成基盤整備事業綱井地区の事前評価案件について説明します。

経営体育成基盤整備事業の事業目的は水田の畑地化を推進し、高収益な園芸品目等への

生産転換による農業所得の向上に向けた水田農業の構造改革に取り組むとともに、農地の集積集約化を担う農地中間管理機構と連携して担い手への農地集積集約化を図り、効率的な営農を実現するため、これらに必要な基盤整備を行うものです。主な採択要件は受益面積が概ね20ha以上であること。担い手への集積を図り、担い手が経営する面積が地区全体の50%以上を占めることとなっております。また、事業費の負担割合は、記載のとおりでございますが、地元負担は7.5%となっております。事業内容ですが当地区では、ハード事業として、ほ場の排水対策や大区画化、道路、用排水路の整備等の区画整理を行います。また、ソフト事業では、農業経営高度化促進事業に取り組む地元負担の7.5%について、事業完了後の担い手への農地集積率に応じ、地元負担の軽減を図ることとしています。

では、地区の現状課題についてご説明します。本地区は、大分空港から国道213号を北上し、旧国東町に入りすぐのところに位置しています。本地区の農地は、黄色で示す六つのため池を水源としており、これら六つのため池を連携させた農業水利システムが、江戸時代から今日まで運用され、このシステムが国東半島宇佐地域として認定された世界農業遺産の代表的な地域となっております。しかしながら、本地区は未整備農地や湿田が多く、生産性が低いことなどから、担い手への農地集積や高収益作物の導入が進んでおりません。現況の地区内の担い手は、既存の認定農業者6名で、担い手への集積率は14.8%にとどまっております。農地中間管理事業においても、0.9ha 1.8%の取り組み状況となっております。こうした状況を受け、当地区では、農業所得の向上等により、持続可能な農業を実現するため、基盤整備事業を行うこととし、今年2月に農事組合法人綱井ファームが設立され、地区の担い手として取り組みを始めたところです。

次に課題への対応です。地区の現状課題を踏まえ、地元関係者と協議を重ねた結果、以下の方針で基盤整備を行っていきます。第1に農業生産額の向上と多様な担い手の確保育成に向け、小ねぎ、里芋等の高収益作物を導入するため、水田畑地化エリアを創設します。併せて、暗渠排水や客土等により生産基盤の改善を図ります。第2に換地を伴う区画整理を行うことで、農事組合法人を中心とした担い手への農地集積集約化を図ります。あわせてほ場の区画拡大により効率的な営農を実現し、生産コストの削減を図ります。なお、農地集積については、農地中間管理機構と連携して行うこととしております。

次に、事業計画について説明します。区画整理として、農地の整地工49.1haを行います。整備後の農地1枚当たりの平均区画面積は、換地配分上は40aとなりますが、道路や水路などで囲まれた一連の農地は、極力、均平区、同じ高さとなるように調整し、1haから2haのほ場を整備する予定です。また、整地工と一体的に地区内の農道、用水路、排水路、暗渠排水の整備を実施します。総事業費は11億円。事業工期は令和3年度から令和9年度まで7年間で予定しております。

次のスライドです。次に、農地集積の計画についてご説明いたします。上の図が現況です。緑色が担い手へ集積された農地ですが、ほとんどがピンク色で示す個人による営農となっており、現況の集積率は14.8%です。本事業を契機に下の図のように、オレンジ色に着

色している範囲を、農事組合法人綱井ファーム、緑色の範囲を6名の認定農業者に集積し、担い手への集積率を80.9%まで向上させる計画としております。

次のスライドです。次に、営業計画について説明いたします。現況は、水稻、小麦栽培がメインとなっておりますが、事業を契機に水田を畑地化し、小ねぎ、里芋等、高収益作物の導入を推進します。まず、国道213号線より海側、黄色で着色した8.6haの水田を盛土して嵩上げすることで、永久畑に転換し、小ねぎのハウス栽培エリアを造成する計画としております。また、国道より山側の赤枠で囲った9haを水田畑地化エリアとし、さといも、カンショ等の導入を計画しています。これらの結果、新たに17.6haの水田について畑地化を行い、地区の農業生産額を、現状の約4倍となる2億4600万円まで向上させる計画としています。なお、その他の水田部においても、FOEAS（フォアス）を導入することで、排水対策を実施し、汎用化により、裏作でキャベツ、玉ねぎを作付けし、さらに面的に広がりが見られるよう推進してまいります。

なお、本地区で推進する小ねぎについて、国東市では農業公社がトレーニングファームを運営しており、卒業生が市内各地で就農する体系を整えています。黄色で囲った近傍の池ノ内地区でも、基盤整備事業を行い、その中で、右下の写真のように、約2haの小ねぎ栽培エリアを創設し、新規就農者を呼び込んでいます。国東市では、引き続き小ねぎのトレーニングファームを運営し、新規就農者の育成を図ることとしており、綱井地区においても、将来的に海側の永久畑転換エリアを卒業生の就農用地として、提供していく計画としています。

次に、環境への配慮方針についてご説明いたします。本事業は、土地改良法に則り実施するものですが、同法において、環境との調和に、配慮することが求められています。本地区では市が定めた農村環境計画をもとに、保全すべき動植物の選定や施工方法などの環境配慮を計画しています。具体的には、低騒音低振動型の建設機械の使用や、工事中に貴重な動植物を発見した場合は、専門家の指導のもと、移動や移植を行うこと。また、切土、盛土は地区内の流用で完結し、地区外への搬出土は発生させない計画としております。なお、計画案については、今後、11月に所管である東部振興局で開催される環境情報協議会にて、野生動植物等の専門家による現地調査や審査を行っていただく予定としております。

それでは最後にまとめです。本地区の事業目的や概要についてご説明したところでございますが、本地区のB/Cは1.1となっており、費用対効果が認められます。また、本事業への取り組みを契機に、農事組合法人が設立されるなど、担い手をはじめ、地域からの要望も強く推進体制が整備されていることから、本事業を実施させていただきたいと考えております。審議のほどよろしく願いいたします。

《議長》

それではただいま説明を受けました事業について、ご意見等お願いいたします。

《委員》

8-3の国産農作物安定供給効果の9億2600万円の算定方法は、何かで決まってい

るのでしょうか。

《農村整備計画課》

国の効果算定マニュアルに従って算定をしております。

《委員》

これは何かと比例すると。何かというのは、作付面積と比例して、決まってくるということでしょうか。

《農村整備計画課》

安定供給効果につきましては、作物生産効果と密接な繋がりがございまして、畑地化をし、新たな作物を導入し、作物効果が上がってくるということと、安心感を求めるという効果になっております。

《委員》

国民が感じる安心感という、客観的で具体的なものではなくて、安心感ということですから、国の算定基準が明確になっているのだらうと思うのですが、作付面積と比例しているのか、算定基準があるのでしょうか。

《農村整備計画課》

作物生産効果の中で、増加粗収益額がございまして、国産農産物安定供給効果を算定する上では、増加粗収益額が基本となっております。それに国が示した効果額をかけることで、安定供給効果の金額を算出します。

《委員》

国の算定基準に従っている。そういうことですね。はい。わかりました。

《議長》

他にございませんか。

《委員》

環境への配慮で、野生の動植物などの専門家による、現地調査がありますが、調査委員になる方々がおられるのか。

《農村整備計画課》

各振興局毎で、動植物の専門家やその地域の農業に詳しい方を人選し、振興局で委嘱して、委員活動に努めていただくことになっております。県庁で一括して選定するのではなく各地域ごとで人選をしています。

《議長》

はい。他にございますか。

《委員》

現地を見せていただいて、今ちょっと改めて航空写真を見て、小ねぎハウスを建てるあたりから海岸線まで何mぐらいで海拔何mかわかりますか。

《農村整備計画課》

正確な距離を測っているわけではないですが、概ね200m前後じゃないかなと思われ

ます。

《委員》 海拔はどのぐらいですか。

《農村整備計画課》

海拔は5 mないぐらいと思っております。

《委員》

私の生まれ育ったところが、愛知県ですけど、そこが海拔0 mとか5 mぐらいで太平洋から500 mしか離れていないのです。そこで農業を営んでいたのですが、南海トラフの地震が来ると津波が来て、多分全部流されるだろうという地域ですけど、海からの距離が近い、海拔が低い場合に、盛土して多少なりとも、被害から逃れる対策をされていけば教えてください。

《農村整備計画課》

大雨のときでも、現地、ご確認いただいたとおり国道を超えるような水害は発生しておらず、今回の事業につきまして、国道の右側の黄色の部分の道路の高さに近いところまで、盛土してかさ上げをする計画にしておりますので、水害に対して効果があると考えております。

《議長》

はい。他にございませんか。

《委員》

この事業に対する県の負担が27.5%で事業費と考えるのか。それとも事業費に対する27.5%なのか？

《農村整備計画課》

事業費に対する負担割合となっておりますので事業費11億円に対して、県が27.5%を負担していくということになります。

《議長》

よろしいでしょうか。それでは意見も出揃ったようですので、対応方針案の事業実施が妥当であると認めることでよろしいですか。

《全員》

はい。

《議長》

ありがとうございます。ではこの事業につきましては、事業実施を妥当といたします。ありがとうございました。

《議長》

次に、再評価事業です。経営体育成基盤整備事業奈狩江地区についてご説明をお願いいたします。

\*\*\*\*\*

9. 【再評価】 経営体育成基盤整備事業 奈狩江地区

\*\*\*\*\*

《農村基盤整備課》

経営体育成基盤整備事業基幹農道整備の奈狩江地区の説明をさせていただきます。今回本地区は、大分県公共事業評価実施要領第2条（2）イ、事業採択後、長期間が経過し、なお継続中の事業であります。本地区は経営体育成基盤整備事業基幹農道整備として実施しております。事業の目的は、農業の近代化、農業生産物の流通の合理化を図ること、農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備を行うことです。負担区分や採択要件についてはスライドのとおりとなっております。

続きまして、本地区の事業概要について説明いたします。本地区は、杵築市北部に位置する樹園地帯にあり、杵築市を代表する柑橘栽培地域であります。赤で示している部分が、奈狩江地区です。奈狩江地区は、オレンジロード杵築線を起点とし、終点の市道守江循環線までを結ぶ基幹農道であり、総延長は3,781m、そのうち、橋梁が4橋、延長53mとなっております。総事業費は、前回10億3,200万円から1億1,200万円増額の11億4,400万円となっております。この増額分は後程説明させていただきますが、路線の変更に伴う概算の増額分と消費税増税や物価上昇等による自然増分を含めた額となっております。幅員は車道幅員が4m、路肩等を含めた全幅員は6mの計画です。

事業工期は平成23年度から着手し、令和3年度に完了としておりましたが、2年延伸し、令和5年度に完了したいと考えております。本地区の南西部に杵築柑橘選果場や農産物集出荷場があり、本地区の受益である大杵集落や守江集落で生産されたみかんはここに運ばれております。しかし、現道の幅員は狭小の上、蛇行しており、小型機械や車両での作業を強いられ、離合も困難であり、農産物の積卸しや、運搬等の農作業の効率化に支障をきたしております。こちらがその状況を写真で示したものであります。左の写真にありますように、小型車両での作業を強いられ、農産物の積卸しや運搬等の作業の効率化に支障をきたしている様子が伺えます。また舗装の劣化により、農産物の荷傷み等が見られ、改善の必要性がある状況です。事業実施により幅員6mに拡幅することで、運搬車両の大型化が可能となり、農産物の積卸しや、運搬作業等の効率化を図られるほか、舗装状態の改善により荷傷み防止等による出荷物の品質向上を図ることが見込まれます。

次に事業進捗状況について説明します。完了区間を赤線、未完了区間を青線で示しております。起点側から1工区です。未完了区間は、2号橋、県道糸原杵築線との交差点部のみとなっております。大半は完了しております。続きまして2工区です。未完了区間は県道糸原杵築線から大分空港道路と立体交差するまでの区間、2工区終点側の3号橋を含む区間となっております。終点側の3号橋を含む区間については、橋梁部の下部工まで完成し、その用地買収等完了しており、来年度着手、完了予定となっております。県道糸原杵築線から大分空港道路までの区間は、今回全体事業工期が延伸した区間であり、点線の丸で囲っております。

続きまして、3工区です。この区間は用地買収完了した終点側から工事に取りかかっており、未完了区間においても、来年度着手の予定であります。全体事業の進捗状況です。先ほ

どスライドで説明したものを表にまとめております。1、3工区について、令和2年度以降残地区は今年度用地買収を完了させ、来年度に工事着手、完了予定であります。2工区については、令和3年度中に河川協議、交差点協議、用地買収等完了させ、令和5年度までに工事の完了予定です。

続きまして事業工期が延伸した理由について説明します。当初の計画路線は、青線で示しており、紫色で塗りつぶしている箇所について、用地交渉を進めてきましたが、最終的に同意は得られず、路線変更を行うこととしました。前回の事業説明時に、路線の変更と収用の考え方の質疑がありましたので、補足説明をさせていただきますと、本事業につきまして、土地収用法第3条の5の、対象事業となっておりますが、この本件農道整備については、受益者の方々の申請事業により、実施していることから、地元の方々と協議を重ねた上で、納得できる路線を決定し、実施することとしています。そのため、この路線変更により、再度県道との交差点協議や河川協議、用地買収を行う必要が生じたため、今年度、路線変更についての詳細設計を行い、並行して、交差点協議や河川協議を行うこととしております。協議完了後、緑色で塗りつぶしている箇所について、用地交渉を行う予定ですが、すでに事前の概略説明段階で、この地権者から内諾をいただいている状況です。来年度中に用地について契約締結し、令和4年度から工事着手となるため、事業工期について令和5年度まで延伸するものです。

今後の2工区のスケジュールについてです。平成27年度より測量を実施し、平成28年度に概略設計、平成29年度に詳細設計を行っております。その後、先ほど説明しましたとおり、路線について地権者からの同意が得られず、路線変更を行う必要性が生じたため、令和元年度に、路線変更の概略設計を行っております。そして今年度、路線変更について詳細設計を行い、並行して交差点協議や河川協議、用地測量を行う予定です。令和4年度から工事着手し、令和5年度の事業完了を目指していきます。

路線の変更に伴う事業費の変更について説明いたします。現在設計業務を実施中であり、並行して河川協議をしている段階であるため、概算ではありますが、現在の増加見込み額は、表に示している7,530万円の増額です。内訳を説明いたしますと、路線延長分について、青で示している、当初路線の延長が130mでしたが、変更後は現道側に路線を変更するため、50メートル延長が伸びております。また、現道拡幅に伴う河川内における既設の橋梁の移設や、護岸におけるブロック積みの追加等の計上が見込まれます。単価については過去の工事や、積算基準をもとに算出しております。

次に環境等への配慮について説明します。土の切盛が発生した場合は、すべて現場内利用とした上で、不足分については公共工事間の流用を行います。概算土量について、奈狩江地区内での収支は2000m<sup>3</sup>不足土が発生したため、近隣地区の藤の川茅場地区の工事の残土を搬入しております。概略の位置図を添付しております。赤線が奈狩江地区、オレンジの線が藤の川茅場地区です。藤の川茅場地区で発生した残土を奈狩江地区に運び込んでおります。また、「移動の阻害」による影響が懸念される種として、表にある種が挙げられてお

り、側溝の設置を最低限にすることや、側溝に脱出可能な構造を設けるよう、環境に配慮して工事を進めています。下の写真が実際に設置した環境配慮型側溝の写真であります。平成26年度と平成28年度に猛禽類の調査を実施しており、建設機械の稼働や騒音等による影響が懸念される種として、サシバが対象となっております。サシバの営巣地周辺は、2工区始点側から空港道路周辺とされていますが、工事全般を通じて、騒音・振動対策として、低騒音・低振動の施工機械を使用しています。また今後、営巣地周辺の工事を予定しており、その際、繁殖期における施工は避ける予定です。その他にも工事に伴う濁水が流出しないよう配慮して工事を進めているほか、環境情報協議会において、「工事地区内に希少動物等の生息が確認された場合、移設及び移植を行うこと」と、意見をいただいております。そのような状況になった場合には適切に処理をしていきたいと考えております。

最後に事業の対応方針です。再評価基準については、事業採択後、長期間が経過し、なお継続中の事業、再評価を実施する必要性が生じた事業になります。費用便益比に大きな増減はありませんが、事業工期が延伸したことに伴う割戻率との関係から、1.4から1.2に低下しているものの、依然1.0を超えている状況です。事業の進捗状況については、令和元年の時点で、進捗率82.4%になります。

残事業について、工期を令和5年度まで延伸し、引き続き計画的に実施したいと考えております。このため、本地区については事業を「継続」としたいと考えております。評価のほどよろしく申し上げます。

《議長》

はい、ありがとうございました。ただいま説明を受けました事業につきまして、ご意見等お願いいたします。

《委員》

こちら、大分空港道路から通ったときに、変更になる土地を拝見することができまして、変更後のルートの方が逆に道に沿った感じがあって、無理なく変更されているのではないかなと思いました。用地の件については、私たちも色々な事業をするにあたって、所有者の方に抵当権が設定されていたり、相続人が多岐にわたるということは最近非常に多く、相続が明治から止まってしまっている農地もかなりあったりして、困っています。あと相続放棄地とかも最近すごく問題になっていて、非常に時間がかかるっていうのが多いので、こういう事例というか、事案をもう少し皆さんで共有されて、工事のめどを立てる時に、少し参考にされたらいいのではと思いました。工期をある程度短く見積もらないといけない、当初計画立てるときはもうそれで作らないといけないということはあるかもしれませんが、用地が原因で伸びますっていうことが非常に多いので、事前の聞き取りや登記簿を取った時に少し補足の情報とか出てくると思うので、そういった際にできると良いと思いました。

《農村基盤整備課》

はい。ありがとうございます。

《議長》



他にございませんか。それでは意見も出揃ったようですので事業者が申しております対応方針案の、継続が妥当であると認めることでよろしいですか。ではこの事業につきましては、継続を妥当といたします。ありがとうございました。

それでは続きまして、中山間地域総合整備事業日出山香地区について説明をお願いいたします。

\*\*\*\*\*

#### 10. 【再評価】 中山間地域総合整備事業 日出山香地区

\*\*\*\*\*

##### 《農村基盤整備課》

中山間地域総合整備事業日出山香地区の説明をさせていただきます。今回、本地区は大分県公共事業評価実施要領第2条、(2)イ、事業採択後、長期間が経過し、なお継続中の事業となります。

日出山香地区は、中山間地域総合整備事業として実施しております。事業の目的は、中山間地域の活性化に意欲のある地域を対象として、地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤や農村生活環境の整備を総合的に実施し、農業農村の活性化を推進する事業です。負担区分については、スライドのとおりであります。主な事業メニューは表に示しており、本地区では赤字で表示している事業を実施しております。

次に、日出山香地区の事業概要について説明させていただきます。総事業費は、18億8,500万円でしたが、今回、物価変動等に伴う自然増により7,800万円増額し、19億6,300万円に変更を行います。主要工事は、農業生産基盤整備事業で、農業用排水施設15工区、9,396m、ほ場整備1工区5.9ha、農道整備4工区、5,216m、農村生活環境整備事業で、農業集落道9工区3,853m、農業集落排水1工区、集落防災安全施設4工区、交流基盤施設整備1工区、効果促進事業では、鳥獣侵入防止施設を13工区、56,044m実施しております。工期については、令和2年度までとしておりましたが、令和6年度まで延伸したいと考えております。工期延伸の理由につきましては、また後程ご説明したいと思います。

本地区で実施した工種と整備による効果を一部説明させていただきます。農業用排水施設整備については、15工区をすべて完了しており、その中でも、代表的な尾首工区について説明いたします。整備前は土水路であり、土砂の堆積等により、閉塞が生じていたため、農業用水の安定供給の確保と土砂の浚渫等、維持管理の削減が課題となっておりました。本事業において、用水路の改修を実施したことで、安定的な水量を確保することや、維持管理費の節減が図られております。ほ場整備の状況です。ほ場整備については、浦篠工区のみであり、すでに完了しております。右上の写真が整備前、右下の写真が整備後の状況です。本地区は谷合に位置し、平均区画面積が890m<sup>2</sup>と狭小であったため、営農に支障をきたしておりましたが、本事業によりほ場整備を実施したことで、平均区画は従来の約2.5倍の2,100m<sup>2</sup>となり、効率的な農業が実施できるようになりました。

続きまして、農道整備を行った日出町の三尺山工区で、こちらも右上の写真が整備前、右下の写真が整備後の状況です。農道沿線には畑地が広がっており、本農道を利用して、通作や農協等へ農産物の集出荷を行っております。整備前は幅員2.5mと狭小であったため、農作業車両のすれ違いも困難で営農に支障をきたしておりました。幅員を4mに拡幅することで、地域の農産物の集出荷や農作業の効率化等、営農条件の向上が図られるとともに、農作業車両のすれ違いもスムーズになり、農業機械や農耕用車両の安全性を確保することができました。左上の航空写真の黄色く囲った部分について、2017年に企業参入によるキウイ栽培が開始され、昨年度より集出荷が始まっております。

次に、農業集落道整備を行った旧山香町の倉成工区で、右上の写真が整備前、右下の写真が整備後の状況です。現道は生活道として、また、学童の通学路として利用されているものの、整備前は最小で幅員2.5mと狭小であったため、住民の通行や車両のすれ違い等に支障をきたしておりました。幅員4mに拡幅を行うことで、農業機械や一般車両の安全性、また、現在はスクールバスの経路として、安全を確保することができております。

全体事業の進捗状況です。生産基盤整備については、農業用排水施設整備、ほ場整備はすべて完了しており、残事業はありません。農道整備については、4工区のうち3工区が完了、1工区を実施中です。農村生活環境整備については、農業集落排水、防災安全施設、交流基盤施設はすべて完了し、残事業ありません。農業集落道9工区のうち3工区が完了、6工区を実施中です。効果促進については、鳥獣害対策防護施設についてすべて完了し、残事業はありません。未完了の農道整備及び農業集落道については、用地交渉等に時間を要している状況であります。

工期延伸の理由について説明いたします。まず、農道整備事業ですが、全4工区のうち3工区は完了、1工区は未完了となっております。この残りの1工区がこのスライドに示している工区であります。事業説明会の質疑の中で説明をさせていただきましたが、すでに地区の説明会等にて事業に対する地元の内諾は得られている状況です。この工区が遅れた理由としましては、用地測量に遅れが見られたためです。買収となる土地とその隣接地との境界を定める用地測量において、用地境界の立ち会いを行う必要がありますが、この工区については対象となる一筆の面積が大きい土地があり、隣接者も多く、境界立会に時間を要したため、当初の計画より遅れが生じました。その後、用地測量は完了し、今年度、用地買収を進めており、地元の協力体制や用地交渉等の状況を鑑みて、今後も鋭意用地交渉を進めると来年度中に全筆の契約締結が見込まれます。そのため、令和4年度に工事着手、令和6年度には完成予定であります。

続きまして、農業集落道です。農業集落道は全9工区のうち3工区が完了しており、残りの6工区が未完了となっておりますが、こちらもすでに地区の説明会等にて事業に対する内諾を得ている状況です。地域外在住の地権者が複数名いる工区では、立会に時間を要しましたが、区長及び地元関係者を通して、調整を図ったことで、概ね了解を得られている状況です。また企業が買収し未登記のままとなっている土地が判明し、交渉等の調整に時間を要

した工区では、丁寧に事業説明を繰り返したことで、企業から協力を得ることができております。先ほどの農道と同じく、地元の協力体制等から、今後も交渉を進め、令和4年度までの契約締結を予定しており、用地交渉が完了した工区から順次工事着手を行っていきたいと考えております。こちらが集落道の全工区のスケジュールについてです。当初の予定より遅れが見られておりますが、先ほど説明したとおり、未完了工区については、現在交渉中であります。令和4年度中に用地買収を完了させ、用地買収、用地交渉が完了した工区から順次工事着手を行いたいと思っております。

環境等への配慮として土の切盛が発生した場合は、すべて現場内利用とした上で、残土については近隣の県営工事に流用しております。残事業である農道及び集落道工事では、概算土量であります。本事業からの搬出があります。こちらにつきましても、近隣の県営工事へ流用し残土の利活用を図ります。また工事全般を通じて、騒音・振動対策として、低騒音・低振動の施工機械を使用するとともに、工事に伴う濁水が流出しないよう配慮して工事を進めてまいります。

最後に事業の対応方針です。再評価基準については、事業採択後、長期間経過し、なお継続中の事業になります。費用便益比は1.3で、事業の進捗状況については、令和元年の時点で進捗率82.3%になります。全事業について工期を令和6年度まで延伸し、引き続き計画的に実施したいと考えております。このため本地区については事業継続としたいと考えております。評価のほどよろしくお願ひします。

《議長》

ただいま説明を受けました事業につきまして、ご意見等お願いいたします。

《委員》

現地に行かせていただいて、キウイの栽培、樹木を見たときにすごいなと思ひました。やはり、道路の幅員が狭いと農業を進めていくためには、大変であるので、拡幅は必要だなと思ひました。

《議長》

他にございませんか。

《委員》

事前説明会の時よりさらに資料がわかりやすくなっています。それで、前回と比べて気になったのですが、工期を延伸した理由のところ、今回の資料の方が1年延伸している部分があります。前回の資料では令和3年度の工事着手で、工期2年、令和5年度の完了を目指すとあつて、今回は令和4年度に工事着手、令和6年完了予定。時期が違ひますが。

《農村基盤整備課》

農道工事について精査したところ、今回提出している分が正となっております。この1ヶ月間で改めて精査をしたところ、

《委員》

では農道は契約締結がやっぱりもう少し予定よりも時間がかかるってということですか。

《農村基盤整備課》

はい。そうです。

《委員》

はい。わかりました。前回資料と見比べないで済むので、そのあたりの説明があった方が  
良いと思います。スケジュールについて、農業集落道は細かくしているが、農道はもうあと  
1工区だから、この記載をやめたってということですか。

《農村基盤整備課》

農道は1工区なので、先ほどのスライドで、令和4年度から工事着手で6年度完了を目指  
しますと、文言で入れさせていただきました。農業集落道は工区が多いので、個別の案件と  
いうのは説明ができなかったのですが、このスケジュール表で、今の状況を確認していただ  
けるように各工区のものを入れております。

《委員》

農業集落道も契約締結はほぼ確実という理解で大丈夫ですか。

《農村基盤整備課》

相手がいることなので、確実とは言えませんが、地元の区長さん等の話を含めて、今の進  
捗状況等を見て、このスケジュールでいけるのではないかなというところでは。

《委員》

前回の費用便益内訳書と比べますと、国産農産物安定供給効果というのが、平成27年か  
ら追加されていると。これ3億何千万ぐらいかな。なので、大勢に影響はないとは思いますが  
新しく入った項目なので、なぜこういうことが入ったのかをご説明をいただきたいです。

《農村基盤整備課》

国産作物安定供給効果は、この事業が開始した時、その効果自体がなく、平成26年度末  
に国から通知を受けて、新たに追加された効果になっております。ですので、今回改めて事  
業評価を受ける中で算定し、この効果を追加したところであります。

《委員》

これは事業を始めたところから効果が出ているというような形となっています。資料を見  
ますと、事業開始時点から効果が発生していると考えてよろしいということですね。

《農村基盤整備課》

そうです。平成27年度から効果が発現したわけではありません。

《議長》

他にございませんか。よろしいですか。はい。それでは意見も出揃ったようですので、事  
業者が申しております、対応方針案の継続が妥当であると認めることでよろしいですか。

ではこの事業につきましても、継続を妥当といたします。ありがとうございました。

《議長》

それでは最後の議案でございます。再評価事業、危険ため池緊急整備事業、北杵築地区に  
ついてご説明をお願いいたします。

\*\*\*\*\*

## 1 1. 【再評価】 危険ため池緊急整備事業 北杵築地区

\*\*\*\*\*

### 《農村基盤整備課》

再評価対象の危険ため池緊急整備事業、北杵築地区について説明いたします。再評価基準は、再評価後5年目の事業になります。本来は昨年度が平成26年再評価後の5年目でありましたが、除外規定である「再評価を行おうとする翌年度に完了」を予定としていたため、昨年度は評価再評価を行っておりませんでした。今回完了工期が令和4年度まで変更となることから、再評価を行うものであります。

事業概要です。本事業の目的は、地域全体の防災安全度を高めるため、地域内の複数ため池を対象に、ハード・ソフトの両面から対策を行うものです。対象のため池は杵築市大字船部にある4つのため池を対象としております。事業費は5億5,720万円で、前回評価時から約6%程度増加しておりますが、主に土取場の変更や追加の地質調査による増になります。工期は令和2年度完了予定が令和4年度完了となります。事業の負担割合は、国費が55%、県費が30%、杵築市が15%となっております。

本事業の位置図です。図面左上にあるのが、最上流の払川溜池になりまして、右下に向かって、中尾溜池、猿池、轟溜池となっております。4つのため池は同一水系にあり、最上流部の払川溜池が決壊した際、下流のため池や受益地、集落や公共施設等へ影響があることから、赤いエリアの範囲として、4つのため池の対策に取り組んでおります。被害人家は2戸になっております。計画エリアの面積は63.3ha。受益面積を払川溜池10ha、中尾溜池7.5ha猿池21ha。轟溜池17.8haの合計56.3haとなっております。

事業内容は、払川溜池がハードで「全面改修」とソフトで「ハザードマップ作成」猿池が「ハザードマップ作成」のみ、中尾溜池はハードで「漏水対策」とソフトで「ハザードマップ作成」、轟溜池が「全面改修」と「ハザードマップ作成」です。

北杵築地区の各ため池について説明していきます。まず、轟溜池ですが、堤体からの漏水、洪水吐の断面不足などがあったことから、全面改修の計画としました。改修工事については、平成25年度完了しております。ハザードマップは今年度作成いたします。こちらは猿池です。池側の法面が多少の浸食を受けておりますが、漏水等はなく、洪水吐の断面不足もないことから、今回改修の予定はしておりません。本事業ではソフト対策として、他のため池と合わせて、ハザードマップを作成し、地域の防災安全を図ることとしております。続いて中尾溜池です。堤体自体には漏水等は見られなかったのですが、堤体の両岸の山から水が回っていたため、ため池下流周辺で漏水が確認されておりました。右の写真のように、漏水防止工として、コンクリートを吹きつける漏水対策を行っております。この工事は平成26年度完了しております。ハザードマップは今年度作成いたします。最後に払川溜池です。堤高は14.8m、堤体の延長が76m、貯水量が4万900tの比較的大きなため池です。堤体の池側斜面の侵食や堤体下流側での漏水発生、また、斜樋は木栓であり、取水管理に労力を

要し、洪水吐も断面不足で、洪水時に安全に排水できない状況となっていることから、改修を行うものになります。今年度から工事着手し、令和4年度に完了予定としております。ハザードマップは今年度作成いたします。

今回の主な変更内容になりますが、払川溜池は、令和2年度に完了予定でしたが、2年延びて、令和4年度完了予定となります。これは、当初の土取場候補地において、地質調査を行った結果、改修に必要な土量を確保できないことが判明したことから、新たな土取場を選定する必要が生じました。この選定にあたって、適した土が見つからないことや、地権者の了解が得られない等の理由により、土取場の決定が難航したため、予定工期内の完了が困難となりました。調整の結果、新たな土取場が確保できたことにより、今年度から工事着手し、令和4年度に完了する予定となっております。またこれらの土取場位置の変更や追加の地質調査を実施したことから、事業費増の要因となっております。

こちらは各ため池の年度別工程表になりますが、払川溜池について、土取場の選定が当初予定より2年延びたことから、工事着手が今年度となり、令和4年度の完了の予定となります。ハード対策はこれですべて完了となります。ソフト対策のハザードマップ作成は、今年度ですべて完了の予定です。次に決壊した場合の被害想定についてです。着色した部分が決壊した場合の被害想定区域となります。事業効果について説明いたします。取水施設であるため池により、農業用水の安定的な供給を可能とし、受益者の農業経営の安定が図れることと、また、豪雨や地震等におけるため池の決壊を防ぎ、下流の住民生活の安全と安心を確保するというもので、本地域の下流域には人家や水田のほか、農業用ハウスや製茶工場などがあり、このような施設の被害防止が図られることとなります。

環境への配慮です。平成25年度の環境情報協議会において、特に配慮すべき動植物は確認されませんでした。各専門委員の方より、「事業実施中に細心の注意を払うよう」意見をいただいていることから、工事着手の際に現地を再確認し、希少動植物が発見されれば、移動を行うこととしております。その他、低騒音・低振動の施工機械を採用し、振動・騒音対策を実施することと、また、現場の現場発生土については、可能な限り現場内流用とし、余剰分は、近隣の農地整備に利用することとしております。概算土量については表のとおりとなり、基本的には掘削した土を盛土に使用しますが、盛土に利用できない土については外へ搬出し、不足する土量は土取場から搬入することとしております。表の上が実施済みのもので、下がこれから着手する払川溜池のものになります。

最後に事業の対応方針ですが、再評価基準は、再評価5年目の事業費で、費用便益比は1.7で1以上となっています。また、事業実施により下流域への浸水被害の発生が抑えられ、地域全体の防災対策を図る必要があることから、北杵築地区は「事業継続」を対応方針したいと思います。以上で説明を終わります。

《議長》

ただいまの説明につきましてご意見等お願いいたします。

《委員》

被害想定図について。これは、この地域が危険とされたら、かなりの大雨等が降った場合でも、被害がこの程度に収められるので、そんなに心配いらぬですよって趣旨の図というご説明でよかったですか。

《農村基盤整備課》

被害想定につきましては、このため池が崩れた場合の最大の被害区域を示しております。これだけの被害を防ぐために、ため池の改修をしようというような計画でございます。

《委員）普段見ているパワーポイントだと、始めにこのような図があつて、これを実施しなかつた場合このようになります、という説明から入つていつているので、このスライドの位置だと趣旨がわかりづらかつたです。

《議長》

他にございませぬか。よろしいですかね。はい。それでは意見も出揃つたようですので、事業者が申しております対応方針案の継続が妥当であると認めることでよろしいですか。ではこの事業につきましては、継続を妥当といたします。ありがとうございました。

\*\*\*\*\*

まとめ

\*\*\*\*\*

《議長》

それでは、これより取りまとめを行いたいと思います。本日の評価結果について再確認をいたします。対象事業総括表をご覧ください。事前評価対象事業3件については、3件の事業実施を妥当といたします。再評価対象事業7件につきましては、7件の継続を妥当といたします。以上知事に答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

《全員》

はい。

《議長》

ありがとうございます。それではただいまの内容で、知事に答申をいたします。なお知事への答申は11月26日に行う予定にしております。よろしくお願ひします。以上で本日の諮問案件に関わる審議は、終了をいたしました。

ありがとうございました。それでは以上で本日の審議を終わります。委員の皆様には長時間のご審議まことにありがとうございました。それでは、事務局よろしくお願ひします。

《事務局》

大変ありがとうございました。それでは最後に、工事技術管理室長からご挨拶を申し上げます。

《工事技術管理室長》

本日は長時間にわたり多数の案件をご審議いただきまして、誠にありがとうございました。本日の審議の結果は、11月26日に角山委員長と、米澤副委員長から、知事へ答申をお願いしたいと思つておるところでございます。私どもといたしましては、答申並びに本日

皆様方からいただきました貴重なご意見を尊重いたしまして、事業を推進していきたいと考えているところでございます。今後ともご指導のほどよろしく願いいたします。これをもちまして第53回大分県事業評価監視委員会を閉会いたします。ありがとうございました。